

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年1月7日

愛媛県立松山商業高等学校長 二神 弘明

1 入札に付する事項

(1) 件名

松山商業高等学校メタバース構築・運用業務

(2) 業務の内容等

仕様書等配布資料のとおり

(3) 委託期限

契約の日の翌日から令和8年3月31日（火）

(4) 履行場所

愛媛県立松山商業高等学校（松山市旭町71）

(5) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行う。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載される金額に対応した業務委託費内訳書を併せて提出すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度の製造の請負（物品・役務）等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

（3） 過去5年間に、県内において、国又は地方公共団体等において種類を同じくする業務を履行した実績を有する者であること。

*上記の確認方法については、下記5のとおり

3 入札説明書について

(1) 入札説明書等の交付場所及び問合せ先

愛媛県立松山商業高等学校事務室

〒790-8530 愛媛県松山市旭町 71

電話番号 089-941-3751

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から令和8年1月20日(火)までの日(土、日曜、祝日を除く。)の午前8時15分から午後4時45分までの間に、(1)に掲げる場所での交付又は愛媛県立松山商業高等学校ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。

4 入札について

(1) 入札期間

令和8年1月21日(水)から令和8年1月23日(金)までの執務時間中(午前8時15分から午後4時45分までをいう。)

(2) 入札書の提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

(3) 入札書提出場所

愛媛県立松山商業高等学校事務室

〒790-8530 愛媛県松山市旭町 71

(4) 開札の日時及び場所

令和8年1月26日(月)午前10時00分

愛媛県立松山商業高等学校 会議室

5 入札参加資格確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

なお、学校長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

(1) 必要書類

ア 受託要件確認書

イ 上記2(3)を証する書面

(2) 提出先及び期限等

- ア 提出先
上記 3 (1)
- イ 提出期限
令和 8 年 1 月 20 日 (火) 午後 4 時 45 分まで
- ウ 提出方法
持参又は郵送 (期限必着)
- エ 受付時間
持参する場合は、土、日、祝日を除く日の執務時間中 (午前 8 時 15 分から午後 4 時 45 分まで) とする。

(3) 入札参加の可否の通知

入札参加の可否については、入札期間初日の前日までに通知する。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。
- (3) 入札の無効
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 契約保証金
愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を履行できると学校長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもつて入札した者が複数ある場合、落札者の決定は、くじ引きにより決定するものとする。
- (7) 本入札についての質問
ア 質問事項を記載した書面により提出することができる。
イ 上記 3 (1) の場所へ、令和 8 年 1 月 20 日 (火) 午後 4 時 45 分までに提出すること。
- (8) その他

入札参加者若しくはその代理人が、本件業務に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。

- (9) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能です。

電子契約を行うことで契約事務の削減、印紙代や送料が不要になるなど大きなメリットがあるため、ぜひ電子契約をご利用してください。詳しくは、県ホームページ
<https://www.pref.ehime.jp/page/99337.html>をご確認ください。

- (10) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メールにて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。